

矢祭町の自然環境、景観等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例

令和 7 年 3 月 14 日

条例第 3 号

(目的)

第 1 条 この条例は、太陽光発電施設設置事業が自然環境、景観及び生活環境に及ぼす影響に鑑み、その設置及び管理に関し必要な事項を定めることにより、その調和を図り、本町の自然環境の保護、景観の形成及び生活環境の保全並びに災害の防止に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電設備 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。「以下「再生可能エネルギー特別措置法」という。）第 2 条第 2 項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、同条第 3 項第 1 号に規定する太陽光を再生可能エネルギー源とする設備をいう。
- (2) 設置事業 太陽光発電設備を設置する工事及び樹木等の伐採、土地の形質の変更その他の太陽光発電設備を設置するために必要な工事を行う事業をいう。
- (3) 設置事業者 設置事業を計画し、これを行う者をいう。
- (4) 発電事業 太陽光発電設備を用いて発電を行う事業をいう。
- (5) 発電事業者 発電事業を行う者をいう。
- (6) 事業区域 設置事業及び発電事業を行う一団の土地（太陽光発電設備に附属する管理施設、変電施設、緩衝帯等に係る土地を含む。）であって、柵堀等の工作物の設置その他の方法により当該土地以外の土地と区別された区域をいう。
- (7) 土地所有者等 事業区域に係る土地の所有者、占有者又は管理者をいう。
- (8) 近隣住民等 次に掲げる者をいう。
 - ア 事業区域の境界から 100 メートル以内の区域（以下「近隣区域」という。）に居住し、又は土地若しくは建物を所有する者
 - イ 近隣区域において事業を営む者
 - ウ 近隣区域を含む行政区長

(適用範囲)

第 3 条 この条例の規定は、産業用の太陽光発電設備について適用する。

(基本理念)

第4条 本町の豊かな自然環境、美しい景観と町民の安全・安心な生活環境は、先人のたゆまぬ努力により守られてきたものであり、町民共通の財産として、現在及び将来の町民がその恵沢を享受することができるよう、その保全及び活用が図られなければならない。

(町の責務)

第5条 町は、前条に規定する基本理念にのっとり、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(設置事業者及び発電事業者の責務)

第6条 設置事業者及び発電事業者は、関係法令及びこの条例を遵守し、自然環境若しくは景観を損ない、又は災害若しくは生活環境への被害等が発生しないよう十分配慮するとともに、近隣住民等との良好な関係を保たなければならない。

(土地所有者等の責務)

第7条 土地所有者等は、設置事業及び発電事業により、自然環境若しくは景観を損ない、又は災害若しくは生活環境への被害等が発生しないよう事業区域を適正に管理しなければならない。

(禁止区域)

第8条 設置事業者及び発電事業者は、次に掲げる区域（以下「禁止区域」という。）において、設置事業を行ってはならない。

- (1) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定により指定された砂防指定地
- (2) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域
- (3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の土砂災害特別警戒区域

(抑制区域)

第9条 町長は、次に掲げる区域のいずれかに該当すると認めるときは、規則で定めるところにより、設置事業を抑制すべき区域（以下「抑制区域」という。）として指定することができる。

- (1) 豊かな自然環境が保たれ、地域における貴重な資源として認められる区域

- (2) 本町の有する魅力的な景観として良好な状態が保たれている区域
- (3) その他設置事業により、事業区域の周辺地域（以下「周辺地域」という。）に著しい影響を及ぼすおそれがある区域

（設置事業の許可等）

第 10 条 設置事業者は、設置事業を行おうとするときは、当該事業区域に係る事業計画を定め、当該事業計画について町長の許可（以下「設置許可」という。）を受けなければならない。ただし、次に掲げる設置事業については、この限りでない。

- (1) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 項に規定する建築物の屋根又は屋上に設置する設置事業
- (2) 工場立地法（昭和 34 年法律第 24 号）第 4 条第 1 項第 1 号に規定する環境施設として太陽光発電施設を設置する設置事業

2 設置許可を受けようとするときは、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。

3 事業計画には、次の事項を定めなければならない。

- (1) 設置事業者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 事業区域の所在地及び面積
- (3) 工事施行者の氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (4) 設置事業の完了時における土地の形状
- (5) 太陽光発電設備を設置する位置
- (6) 設置する太陽光発電設備の構造
- (7) 設置事業の期間及び工程
- (8) 設置する太陽光発電設備の発電出力
- (9) 自然環境の保全のための方策
- (10) 景観の保全のための方策
- (11) 排水施設、擁壁その他の土砂等の流出及び崩壊を防止する施設の計画
- (12) 太陽光の反射、騒音等による生活環境に対する被害を防止するための措置
- (13) 前 2 号に掲げるもののほか、災害及び事故若しくは生活環境に対する被害等の発生を防止するための措置
- (14) 設置事業の施行に必要となる法令及び他の条例に基づく許認可の取得に関する計画
- (15) 設置事業の完了後における太陽光発電設備の維持管理に関する計画
- (16) 発電事業終了後の太陽光発電設備の撤去及び撤去費用の積立てに関する計画

(事前協議)

- 第 11 条 設置事業者は、前条第 1 項の許可を受けようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、町長に協議しなければならない。
- 2 町長は、前項の規定による協議があったときは、設置事業者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(説明会の開催等)

- 第 12 条 設置事業者は、前条第 1 項の規定による協議が終了したときは、近隣住民等に対し事業計画の周知を図るため、事業区域内の見やすい場所に規則で定める標識を設置しなければならない。
- 2 設置事業者は、前項の標識を設置したときは、速やかに近隣住民等に対し、事業計画についての説明会を開催しなければならない。ただし、町長が説明会を開催することが困難であると認めるときは、この限りでない。
- 3 設置事業者は、設置しようとする太陽光発電設備の出力の合計が 20 キロワットに満たない時は、個別訪問その他適当な方法をもって近隣住民等に事業計画を周知することにより、前項に規定する説明会の開催に代えることができる。
- 4 近隣住民等は、規則で定めるところにより、前項の説明会を開催した設置事業者に対し、事業計画に関する意見を申し出ることができる。
- 5 設置事業者は、前項の規定による意見の申出があったときは、規則で定めるところにより、当該申出をした近隣住民等と協議しなければならない。

(設置許可の基準等)

- 第 13 条 町長は、設置許可の申請があったときは、当該申請に係る設置事業が次の各号のいずれにも該当すると認めるときでなければ、設置許可をしてはならない。
- (1) 事業区域に禁止区域を含まないこと。
- (2) 周辺地域における自然環境を害するおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること。
- (3) 周辺地域における景観を害するおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること。
- (4) 設置事業の完了時における事業区域の高さ、法面の勾配、土地の造成を行う面積等の造成計画が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）その他の関係法令（次号及び第 6 号において「関係法令」という。）及び規則で定める基準に適合していること。
- (5) 排水施設、擁壁その他の施設が関係法令及び規則で定める基準に適合していること。
- (6) 地形、地質及び周辺地域の状況に応じ配慮すべき事項又は講ずべき事項が、関係法令及び規則で定める基準に適合していること。

- (7) 周辺地域における道路、河川、水路その他の公共施設の構造、管理等に支障をきたすおそれがないこととして規則で定める基準に適合していること。
 - (8) 太陽光の反射、騒音等による生活環境に対する被害を防止するための措置その他の近隣住民等の生活環境を保全すべき措置が講じられていることとして規則で定める基準に適合していること。
 - (9) 設置する太陽光発電設備が電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令の基準に適合していること。
 - (10) 第 12 条第 2 項の説明会及び同条第 5 項の協議を適切に実施していること。
- 2 町長は、第 10 条第 2 項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、設置許可をしないことができる。
- (1) 事業計画を実施するために必要な資力及び信用を有すると認められないとき。
 - (2) 第 19 条の規定により設置許可又は変更許可を取り消された日から起算して 5 年を経過しないとき。
- 3 町長は、自然環境等への被害の発生の防止のために必要があると認めるときは、設置許可に条件を付することができる。

（標識の掲示）

第 14 条 設置許可を受けた設置事業者（以下「許可事業者」という。）は、当該設置許可に係る設置事業（以下「許可事業」という。）を実施している間、当該許可事業区域内の近隣住民等が見やすい場所に、規則で定める標識を掲示しなければならない。

（関係書類の閲覧）

第 15 条 許可事業者は、規則で定めるところにより、許可事業を実施している間、この条例の規定により町長に提出した書類の写しを、近隣住民等の求めに応じ、閲覧させなければならない。

（着手の届出）

第 16 条 許可事業者は、許可事業に着手しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を町長に届け出なければならない。

（完了の届出等）

第 17 条 許可事業者は、許可事業を完了したときは、規則で定めるところにより、完了した日から起算して 14 日以内に、町長に届け出なければならない。許可事業を廃止したときも同様とする。

2 町長は、前項前段の規定による届出があったときは、速やかに、設置許可の内容に適合しているかどうかについて検査し、適合していると認めるときは、その旨を許可事業者

に通知するものとする。

- 3 許可事業者は、第 2 項の通知を受けた後でなければ、発電事業を開始してはならない。
- 4 許可事業者は、第 1 項に規定する許可事業を廃止したことを届け出たときは、その許可の効力を失う。

(設置事業の変更許可)

- 第 18 条 許可事業者が第 10 条第 3 項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、当該変更について町長の許可（以下「変更許可」という。）を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 2 変更許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、町長に申請しなければならない。
 - 3 許可事業者は、第 1 項ただし書きの軽微な変更をしたときは、規則で定めるところにより、速やかに、町長に届け出なければならない。
 - 4 第 11 条から前条までの規定は、変更許可について準用する。

(設置許可又は変更許可の取消し)

- 第 19 条 町長は、許可事業者又は変更許可を受けた許可事業者（以下「変更許可事業者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。
- (1) 偽りその他不正の手段により設置許可又は変更許可を受けたとき。
 - (2) 設置許可を受けた日から起算して 1 年を経過する日までに許可事業に着手しなかったとき。
 - (3) 設置許可を受け、許可事業に着手した日後 1 年を超える期間引き続き許可事業を行っていないとき。
 - (4) 第 13 条第 1 項に規定する要件に満たない設置事業を行ったとき。
 - (5) 第 13 条第 3 項の規定により付された条件に違反したとき。
 - (6) 前条第 1 項の規定に違反して変更許可を受けずに設置事業を行ったとき。
 - (7) 変更許可を受けた日から起算して 1 年を経過する日までに当該変更許可に係る設置事業（以下「変更許可事業」という。）に着手しなかったとき。
 - (8) 変更許可を受け、変更許可事業に着手した日後 1 年を超える期間引き続き変更許可事業を行っていないとき。
 - (9) 第 25 条に規定する命令（許可事業者又は変更許可事業者に対するものに限る。）に従わないとき。

(太陽光発電設備等の適正管理)

- 第 20 条 許可事業者及びこの条例の施行前に設置した太陽光発電設備により発電事業を行っている者は、当該発電事業を実施している間、自然環境若しくは景観を損ない、又

は災害若しくは生活環境への被害等が発生する事態が生ずることのないよう当該事業区域及び使用する太陽光発電設備を適正に管理しなければならない。

- 2 町長は、前項の事態が生ずるおそれがあると認められるときは、当該事業者に対し、その防止のために必要な措置を講ずるよう求めることができる。

(地位の継承)

第 21 条 許可事業者又は変更許可事業者から相続、売買、合併又は分割によりその地位を継承した者は、規則で定めるところにより、継承した日から起算して 14 日以内に町長に届け出なければならない。

(報告)

第 22 条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、発電事業者、設置事業者又は工事施行者に対し、報告を求めることができる。

(立入検査)

第 23 条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、発電事業者、設置事業者又は工事施行者の事務所若しくは事業所又は事業区域に立ち入り、発電事業若しくは設置事業の状況若しくは施設、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係人に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を証する書類を携帯し、関係人の求めに応じ、これを提示しなければならない。
- 3 第 1 項の規定により行う立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第 24 条 町長は、許可事業者にあつては設置許可を受けた事業計画、変更許可事業者にあつては変更許可を受けた事業計画に従って設置事業を施行していないと認めるときは、当該許可事業者又は当該変更許可事業者に対し、相当の期間を定めて、必要な措置を講ずることを勧告することができる。

- 2 町長は、第 10 条第 1 項の規定に違反した設置事業者又は第 18 条第 1 項の規定に違反した許可事業者に対し、相当の期間を定めて、必要な措置を講ずることを勧告することができる。
- 3 町長は、許可事業者又は変更許可事業者が第 13 条第 3 項の規定により付した条件に違反していると認めるときは、当該許可事業者又は当該変更許可事業者に対し、相当の期間を定めて、必要な措置を講ずることを勧告することができる。
- 4 町長は、第 17 条第 2 項に規定する検査の結果、設置許可の内容に適合しないと認める

ときは、許可事業者に対し、その内容に適合するために必要な措置を講ずることを勧告することができる。

(命令)

第 25 条 町長は、許可事業者又は変更許可事業者が正当な理由なく前条第 1 項の規定による勧告に従わないときは、相当の期間を定めて、当該許可事業者又は当該変更許可事業者に対し、工事その他の行為の停止を命じ、又は相当の期間を定めて、太陽光発電設備の除却、事業区域の原状回復その他違反を是正するため必要な措置を講ずることを命ずることができる。

2 町長は、第 10 条第 1 項の規定に違反した設置事業者又は第 18 条第 1 項の規定に違反した許可事業者が正当な理由なく前条第 2 項の規定による勧告に従わないときは、設置事業の中止を命じ、又は相当の期間を定めて、太陽光発電設備の除却、事業区域の原状回復その他違反を是正するため必要な措置を講ずることを命ずることができる。

3 町長は、第 13 条第 3 項の規定により付した条件に違反した設置事業者又は変更許可事業者が正当な理由なく前条第 3 項の規定による勧告に従わないときは、設置事業の中止を命じ、又は相当の期間を定めて、太陽光発電設備の除却、事業区域の原状回復その他違反を是正するため必要な措置を講ずることを命ずることができる。

4 町長は、許可事業者が正当な理由なく前条第 4 項の規定による勧告に従わないときは、当該許可事業者に対し、相当の期間を定めて、太陽光発電設備の除却、事業区域の原状回復その他必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(公表)

第 26 条 町長は、第 19 条の規定により設置許可若しくは変更許可を取り消したとき、又は前条に規定する命令をしたときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 当該設置許可若しくは当該変更許可の取消し又は命令を受けた者の住所及び氏名
(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 当該設置許可若しくは当該変更許可の取消し又は命令の内容

2 町長は、設置事業者がこの条例に基づく届出、申請、報告等において、虚偽記載等の不正行為を行ったと認めるときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 当該設置事業者の住所及び氏名（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 当該設置事業者が行った不正行為の内容

(委任)

第 27 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 10 条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という）以降に着手する設置事業から適用する。

(準備行為)

- 3 設置許可等に必要な準備行為は、この条例の施行日前においても、行うことができる。